

情報通信分野における規制影響分析

～ EUの事例を中心に ～

CPRC公開セミナー・先端政策分析セミナー
2011年6月3日(金) 場所:公正取引委員会

近畿大学経営学部 春日教測

◎本報告のポイント ... 事例報告(イメージの共有)

(1)EUのIA(Impact Assessment)事例報告

(a)分野別に文書として体系的に整理・公表(2003～)

- ・ 農業・地域開発／エネルギー／環境／教育・文化・多言語・青少年
域内市場とサービス／競争／企業・産業／競争／人道援助・市民保護 etc.

(b)EU提案とIAとの対応関係を明示。

→ 影響の大きさによって、IA分析の深さと範囲を決定(比例性の原則)

(2)情報通信分野の(R)IA

(a)「規制緩和」が進んだ分野におけるIAの事例

- ・ (欧州の経済統合という特殊事情の下で)
自由競争に委ねるのではなく、料金規制を導入した事例

(b)政策論議を進める「根拠」としてのIA

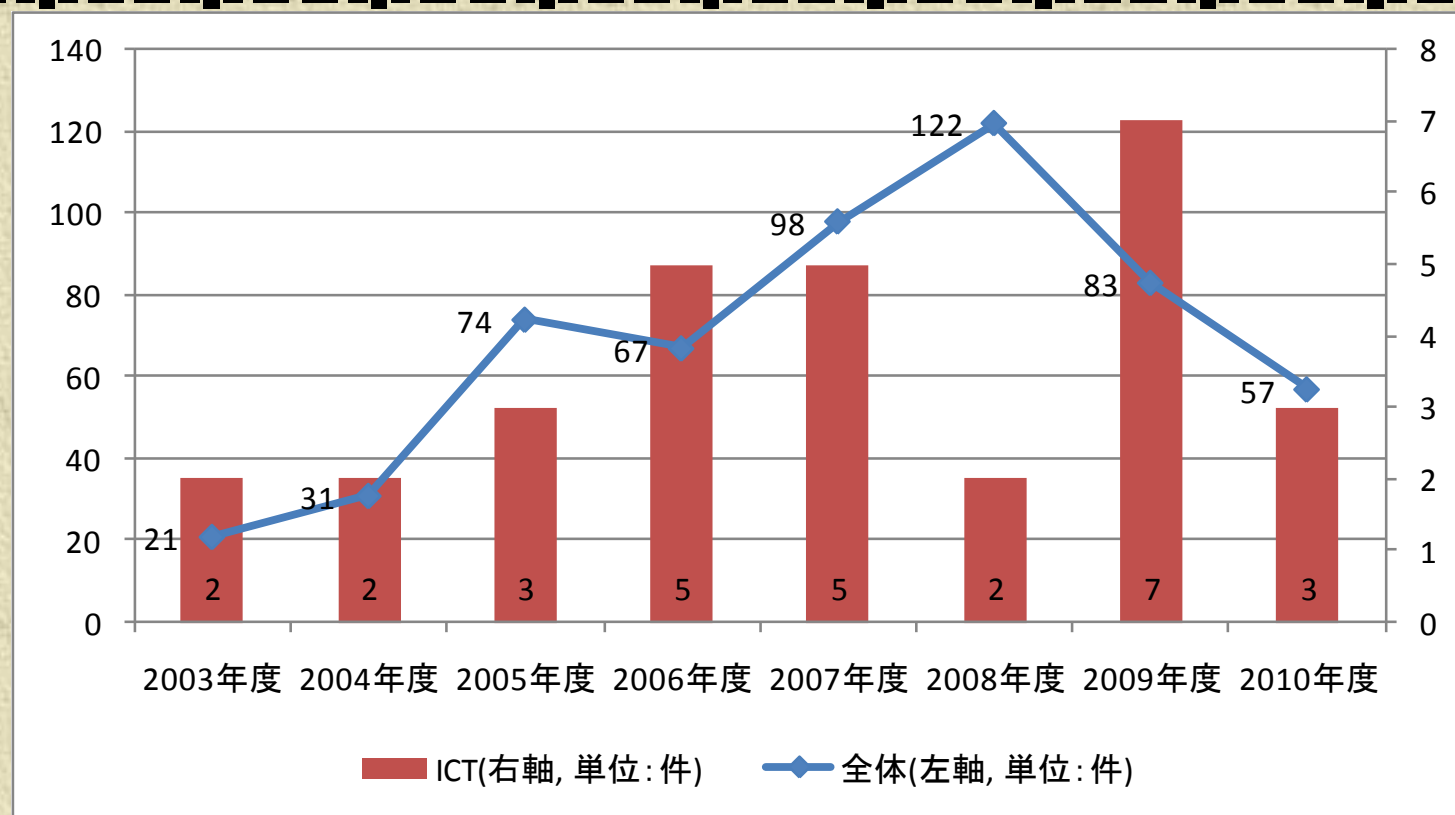
- ・ 実データを利用した計量分析結果に基づく事前評価と「反論」
(+ 事後的検証可能性の担保)

(1)EUのIA事例報告

(1)EUのIA事例報告

(a)分野別に文書として体系的に整理・公表

- ・ 2003年度以降2010年度末まで、**計553件**の事例を蓄積（うちICT分野は29件）



(b)EU提案とIAとの対応関係を明示。

→ 対応する提案と、根拠としてのIA文書を同時に提示（次ページ）

出典：欧州委員会のImpact Assessment ホームページより筆者作成。
(http://ec.europa.eu/governance/impact/index_en.htm)

情報通信分野におけるRIA

CPRC第25回公開セミナー・先端政策分析セミナー

ICT分野の事例一覧 ((2)では図黄色の事例を概観)

情報社会とメディア (Information Society and Media)

採択日	委員会提案	IA 最終報告	参照提案
2010/9/30	欧州 ネットワーク情報セキュリティ庁 (European Network and Information Security Agency, ENISA) に関する規制提案	SEC(2010)1126	COM(2010)521
2010/9/20	第一次電波スペクトル政策プログラム作成決定に関する提案	SEC(2010)1034	COM(2010)471
2010/9/20	次世代アクセスネットワーク (NGA) へのアクセス規制(2010年9月20日)に関する委員会勧告	SEC(2010)1037	C(2010)6223
2009年度 7件			
2008/9/23	移動体電話網のローミング規則 ((EC) No 717/2007) および枠組み指令 (2002/21/EC)の改正に関する規則の提案	SEC(2008)2489	COM(2008)580
2008/2/27	インターネット等を利用する児童保護のための多国籍コミュニティ創設決定に関する	SEC(2008)242	COM(2008)106
2007年度 5件			
2006/7/12	「ローミング」に関する規則	SEC(2006)925	COM(2006)382
2006/6/29	電子通信サービスの規制枠組みを機能させる	SEC(2006)817	COM(2006)334
2006/5/31	ICTの信頼強化に関する報告	SEC(2006)656	COM(2006)251
2006/4/25	電子政府(eGovernment)に関する報告	SEC(2006)511	COM(2006)173
2006/4/7	枠組み指令 2002/22/ECの15条2項に対応したユニバーサルサービス範囲の見直し結果に関する報告	SEC(2006)445	COM(2006)163
2004年度 2件、2005年度 3件			
2003/9/17	アナログ放送からデジタル放送への移行: 欧州におけるデジタル転換に関する報告	SEC(2003)992	COM(2003)541
2003/9/15	インテリジェント・ビークルと道路の安全に関する報告	SEC(2003)963	COM(2003)542

(2)情報通信分野の(R)IA

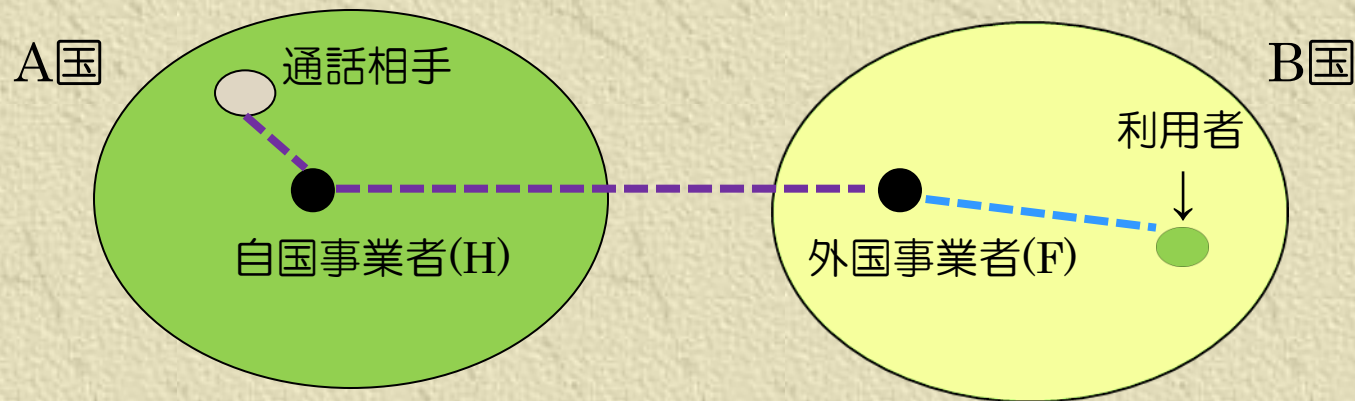
事例：携帯電話の国際ローミングサービス
に関する着信料金規制

(2)情報通信分野のIA

・国際ローミングサービス

→ 外国に出かけた際、自国で使用している携帯端末を利用可能にするサービス。

利用者に対する課金は二段階で行われる(利用者は全額をHに支払う)。



- (1)外国事業者(F)による自国事業者(H)に対する課金(図の 部分)
- (2)自国事業者(H)からの課金 (図の 部分)

・問題の所在

→ 消費者は、ローミングサービス料金に対する情報を持たない。

∴ローミング料金を上げて、外交事業者(F)は損をしない。
その結果「国際ローミング料金の高止まり」が発生。

(2)情報通信分野のIA

・EUの選択肢

- ①市場原理に任せ、競争による料金低下を待つ。
- ②料金規制により、強制的に料金を低下させる。
→ 通常は①だが、ここでは②が採用された。

IAの必要性

・IAの概要

第一段階：定性的検討

以下のケースについて、各項目を分析。

ケース(1) 政策変更なし

ケース(2) 自主規制：事業者や非政府組織等が欧州レベルで自主的に共同のガイドラインを設定。

ケース(3) 共同規制：加盟国の規制機関が合同協議し、透明な手続に沿って立法。

ケース(4) 緩やかな立法(Soft Law)：欧州委員会がベンチマークとなる着信料金を示し、加盟国に勧告。

ケース(5) 対象を絞った規制(Targeted Regulation)：

ケース(1)～(4)が不十分な場合、幾つかの選択肢についてIAを行った上で望ましい規制を課す。

選択肢1：事業者間取引料金の規制のみ

選択肢2：小売り料金の規制のみ

選択肢3：事業者間取引料金および小売り料金の規制

(= 欧州単一市場アプローチ (European Home Market Approach))

<料金規制に至る経過>

- ・'05.05 当局が問題点を公表
- ・'05.10～ 消費者への周知活動
ローミング 料金公表HP開設
- ・'06.03 事業者対応は無理と判断
料金規制を決断。
- ・'06.07 IA結果を公表。

(2)情報通信分野のIA

・IAの概要

定性的検討の項目(続き)

→ ・ EUの競争力、事業の法令順守費用、競争、イノベーションと投資、大規模事業者・提携、消費者および家計、中小企業、国家規制機関および事業者に対する行政費用、雇用および労働市場、社会的一体性(Social Inclusion)、目的の達成、等 に対する影響を検討。

第二段階：定量的検討

以下のケースについて、実データに基づく費用便益分析を実施。

- ①ケース(1) 政策変更なし
- ②ケース(5) 対象を絞った規制：選択肢1：事業者間取引料金の規制のみ
- ③ 選択肢3：欧州単一市場アプローチ（＝事業者間・小売り料金双方規制）

○需要関数の推計

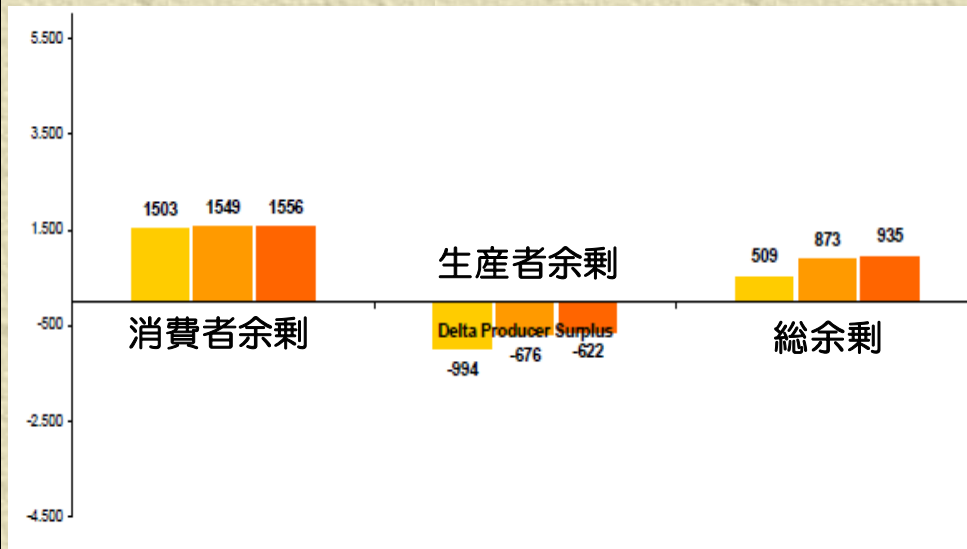
- ・利用データ ... (a)欧州各国の料金の平均値：事業用／住宅用ごと、
自国内／自国外EU内ごと、発信／着信ごと
(b)国際ローミングの費用データ

- ・弾力性に関する3つのシナリオ
 - (i) 弾力性・低(産業向け) → ローミング料金を下げても需要がそれほど増大しない。
 - (ii) -1の弾力性 → 料金変化に対して収入一定。
 - (iii) 弾力性・高(楽観的) → 料金低下により通話需要増大。

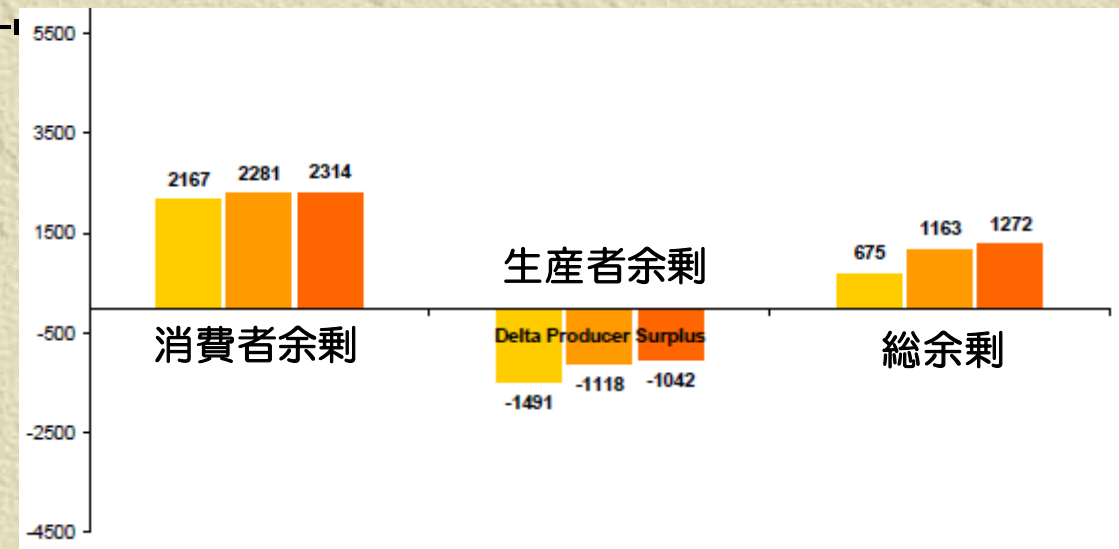
(2)情報通信分野のIA

- ・ (続き)各ケースの費用便益分析結果(単位：10億€)

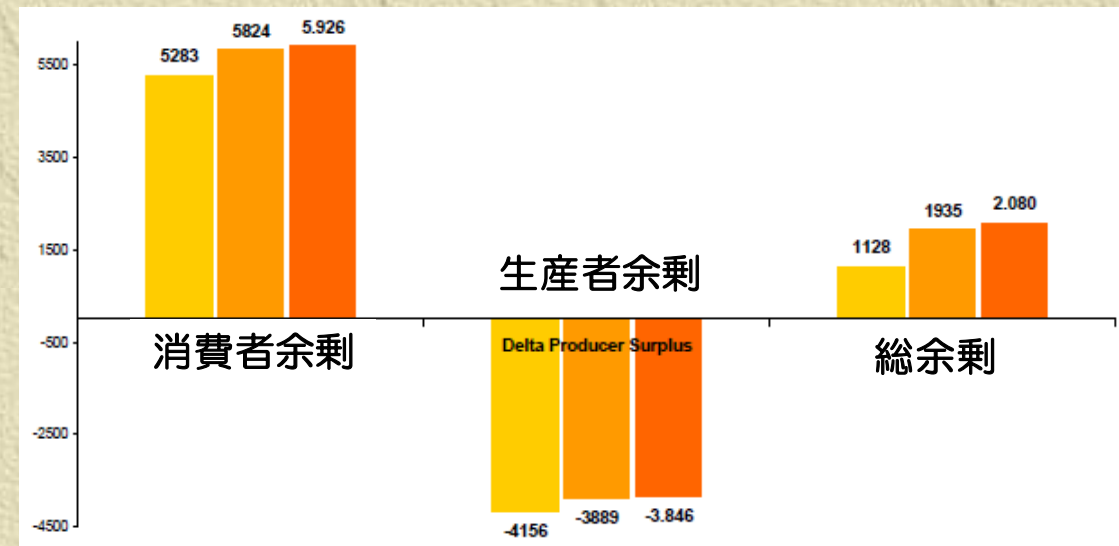
ケース(1) 政策変更なし



ケース(5) 選択肢1 事業者間取引料金の規制のみ



ケース(5) 選択肢3 欧州単一市場アプローチ



ケース(5) 選択肢3が、総余剰の増加が最も大きい。



試行期間を経て、'06.6.30より、
発信／着信／通信事業者間取引料金の3つに対し
「Euro tariff」という上限付きの料金制度が適用。

ローミング料金が最大で70%下がると想定。

■ 弾力性1 ■ 弾力性2 ■ 弾力性3

(2)情報通信分野のIA

- ・ 実施過程での論争

RIAの実施過程では、関係者から意見聴取が義務づけられている。

... 2006年に法案提示以降、欧州委員会はヒアリングを二度実施。

→ 通信事業者および団体が反対意見を表明。

「国際ローミング部門の競争は既に激しく、料金は下落しつつある」
「規制により通信事業者利益が減少 → 投資減少によりEU全体にとっても損失」

→ 一方、消費者保護団体および当局は賛成を表明。結果、法案成立。

- ## ・実施の結果

→ 料金の上限を段階的に引き下げ。

消費者の料金支払は最高約60%下落。

	'07.6.30	'08.8.30	'09.8.30
事業者間取引料金	0.3 €/分	→ 0.28€/分	→ 0.26€/分
小売料金・発信	0.49€/分	→ 0.46€/分	→ 0.43€/分
小売料金・受信	0.24€/分	→ 0.22€/分	→ 0.19€/分

(付加価値税を除く)

- ## ・裁判結果

→ 欧州司法裁判に複数事業者が提訴。

’10.6.8.に異議申し立て却下。

ローミング料金規制が司法によっても認められた。

-
- 本規制により、
携帯のサービス料金低下、EU域内での同一携帯端末利用が可能に。
→ 域内国境が取り払われつつあるEUにおいて象徴的な成功事例。
 - 規制の実施過程において、
IAの実施 → 実証的証拠に基づきつつ議論が進展。
 - 「EUの単一市場化」を促進する、という特殊事情の下、
単純な市場放任主義では実現困難な政策を、IAを用いながら実現。
(参考)
物理的距離を問題としない情報通信においても「単一市場」とは呼べない状況。
 - 「実証的根拠を用いつつ透明かつ公正な手続きを正しく踏む」
という意味での(R)IA。

→ 事後的検証も可能に。